

更地（地目：宅地）に包括18で新築する場合。

別記様式第9（第34条関係）

記入例

建築物の新築，改築若しくは用途の変更又は 第一種特定工作物の新設許可申請書（正）

<p>都市計画法第43条第1項の規定により， の 新 築 改 築 用途の変更 新 設</p> <p style="text-align: center;">令和 ○年 ○月 ○日</p> <p>古河市長 殿</p>	<p style="text-align: center;">[建 築 物] 第一種特定 工 作 物</p> <p style="text-align: center;">種別を□で囲う。</p> <p style="text-align: center;">の許可を申請します。</p>	<p>※ 手数料欄</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 5px;">茨城県内の場合、「茨城県」は省略する。 県外の場合は都道府県名を記載する。 住民票の住所を省略せず転記する。</p>
<p style="text-align: right;">許可申請者住所 古河市仁連 2065 番地</p>		
<p style="text-align: right;">氏 名 古河 太郎</p>		
<p>1. 建築物を建築しようとする土地，用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在，地番，地目及び面積</p>	<p>古河市仁連○○番地 宅地：499.98 平方メートル</p>	
<p>2. 建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途</p>	<p>専用住宅</p>	
<p>3. 改築又は用途の変更をしようとする場合には既存の建築物の用途</p>		
<p>4. 建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記事及びその理由</p>	<p>令第36条第1項第3号ホ 包括承認基準18</p>	
<p>5. その他必要な事項</p>		
<p>※ 受付番</p>	<p>1. 「茨城県」は省略する。 土地謄本の所在部を省略せず転記する。</p>	<p>日 第 号</p>
<p>※ 許可に付した</p>	<p>地目を記載する。（謄本上の地目を記載。） 例：現況宅地だが謄本上は山林の場合 山林（現況：宅地）</p>	
<p>※ 許可番</p>	<p>確定測量図の面積を記載する。 （小数点第三位切り捨て） ※セットバックある場合はセットバック部を含む面積</p>	<p>日 第 号</p>
<p>備考 1 ※印の 2 「その 物の新 況を記</p>	<p>2. 属人性ある場合、「自己用住宅」 属人性ない場合、「専用住宅」 法第34条第1号であれば「店舗（美容業）」など</p> <p>4. 「法」以降は省略せず記載する。 ※法第29条の場合（法34条）と違うので注意。 ※副本も同様に記載する。</p>	<p>※ 受付印</p>
		<p>の変更又は第一種特定工作物場合には，その手続きの状</p>

建築物の新築，改築若しくは用途の変更又は
第一種特定工作物の新設許可申請書（副）

<p>都市計画法第43条第1項の規定により，</p> <p style="text-align: center;"> [建 築 物 第一種特定 工 作 物] </p> <p>の</p> <p style="text-align: center;"> [新 築 改 築 用途の変更 新 設] </p> <p style="text-align: center;">の許可を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>古河市長 殿</p> <p style="text-align: right;">許可申請者住所 氏名</p>	<p>※手数料欄</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center; color: red;"> 副本も同様に記載する。 </div>
<p>1. 建築物を建築しようとする土地，用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在，地番，地目及び面積</p>	
<p>2. 建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途</p>	
<p>3. 改築又は用途の変更をしようとする場合には既存の建築物の用途</p>	
<p>4. 建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由</p>	
<p>5. その他必要な事項</p>	
<p>※ 受付番号</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日 第 号</p>
<p>※ 古建指令第 号</p> <p style="text-align: center;">この申請は，下記のとおり許可する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">古河市長</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p>※ 許可に付した条件</p>	
<p>※ 許可番号</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日 第 号</p>

備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。

2 「その他必要な事項」の欄には，建築物の新築，改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可，認可等を要する場合には，その手続きの状況を記載すること。